

太陽有限責任監査法人

IFRS Viewpoint

市場金利よりも低利での関連当事者に対する貸付け

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、企業が市場金利よりも低利で関連当事者に対して行った貸付けの会計処理についてのフレームワークを提供しています。こうした貸付けの一般的な例には次の項目が含まれます:

- ・ グループ内貸付(個別又は単体財務諸表において)
- ・従業員に対する貸付

論点となるのは何か?

貸付金は金融商品の1つの形態です。したがって、すべての金融商品を公正価値で当初認識することを要求するIFRS第9号「金融商品」(2014年)が適用されます。これにより、貸付けが市場金利よりも低利で行われている場合に論点となる可能性があり、多くの場合、関連当事者に対する貸付けがこの例に該当します。

通常、貸付金の取引価格(すなわち貸付金額)はその 公正価値を表します。しかし、関連当事者に対して行わ れる貸付けについては、通常の契約条件で行われていない場合が多いため、必ずしもこれに当てはまるとは限りません。通常の契約条件によらない場合には、貸付金の公正価値を算定し、公正価値と取引価格との差額についての会計処理を行わなければなりません。本IFRS Viewpointでは、そうした貸付金の当初及び事後の両方の会計処理を分析するためのフレームワークを提供しています。

関連するIFRS

IFRS第9号「金融商品」(2014年) IFRS第2号「株式に基づく報酬」 IAS第24号「関連当事者についての開示」 IAS第19号「従業員給付」











見解

関連当事者に対する貸付けが通常の契約条件で行われている場合には、特定の会計上に論 点が生じることはなく、通常、当初の公正価値は貸付金額と等しくなる。

しかし、貸付けが通常の契約条件で行われていない場合には、取引の「市場金利よりも低利 な」要素を評価し、別個に会計処理する必要がある。

実務上の留意事項:通常の契約条件とは何か?

通常の契約条件には、関連当事者ではない貸手が借手に他の類似の貸付けを行 う際に要求するであろう市場金利が含まれます。こうした金利は、貸付けの順位及び 担保並びに貸付金額、通貨のデュレーションや価格決設定に影響を与えるその他の 要因を考慮に入れて、借手の信用リスクを反映することとなります。

図は、当該疑問を分析する際に適用し なければならないと私どもが考えるフレー ムワークを示しています。最初のステップ では、貸付けが通常の契約条件で行わ れているかどうかを判定します。通常の 契約条件ではない場合、取引価格の一 部は金融商品以外の要因があることを 素が基準で直接取り扱われていない場 示しており、したがって、貸付金又は借入 金の残余額とは別個に会計処理しなけたり、IASBの財務報告に関する概念フ ればなりません。この別個の要素は、最も 関連性のある基準に基づいて会計処理しなければなりません。 する必要があります。例えば、市場金利よ

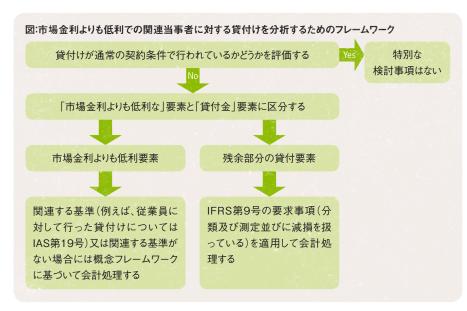
りも低利で支払う従業員に対する貸付け の場合には、貸付金額と公正価値との 差額は、実質的に、従業員給付であり、 IAS第19号に基づいて会計処理しなけ ればなりません。

貸付金の「市場金利よりも低利な」要 合には、適切な会計処理を決定するにあ レームワーク(概念フレームワーク)を参照 例えば、以下に説明する理由で、市場金利よりも低利で支払う子会社に対する親会社による貸付けの場合、貸付金額と公正価値との差額(ディスカウント又はプレミアム)は、通常、以下のとおり記録されます。

- ・親会社の個別財務諸表において投資 として(子会社に対する全体の投資の 構成要素として)
- ・子会社の個別財務諸表において資本の内訳項目(「資本拠出」)と呼ばれる場合がある)として

こうした貸付金の要素を別個に会計 処理した後、貸付金又は借入金の残額 はIFRS第9号に基づいて会計処理しな ければなりません。IFRS第9号には、貸付 金又は借入金の分類及び測定の要求 事項並びに貸付金についての減損の要 求事項が示されています。

本IFRS Viewpointの以下の部分では、これらの論点についてより詳細に説明します。





詳細な分析

貸付けは通常の契約条件で行われているか?

IFRS第9号では、すべての金融商品を当初認識時に公正価値で測定することを要求しています。これは通常、関連当事者ではない取引における取引価格となります。貸付けが通常の契約条件(元本と利息の両方について)で行われている場合には、特定の会計上の論点が生じることはなく、通常、当初の公正価値は貸付金額と等しくなります。

しかし、関連当事者に対する貸付けについて常にこれに当てはまるとは限りません。関連当事者に対する貸付けは、多くの場合に、通常の契約条件で行われていません。そのため、グループ内の他の企業又は従業員などの関連当事者に対して貸付けを行う企業は、貸付けが通常の契約条件で行われているかどうかを評価しなければなりません。こうした評価を行うにあたって、要求払い貸付又は短期貸付と長期固定期間貸付を区別することは有用であると私どもは考えています。

関連当事者に対する短期及び 要求払いの貸付け

近い将来に返済が見込まれる貸付金については、一般的に、当事者の双方がその貸付金額を記録すべきである(IFRS 第9号の減損の要求事項に従う)というのが私どもの見解です。そのような場合のほとんどにおいて、貸付金額は、公正価値に十分に近似した概算である可能性が高いと考えています。キャッシュ・プーリング(又はスイープ)契約から生じた関連会社勘定又は残高は、短期及び要求払いの貸付けに分類される可能性があります。

関連当事者に対する固定期間貸付

子会社などの関連当事者に対する長 期貸付については、追加の分析が必要と なる場合があります。

関連当事者に対する貸付金の当初認 識時における公正価値は、借手が、他の 類似の条件(例えば、金額、デュレーション、通貨、順位及び担保)を有する借入に ついて関連当事者ではない貸手に支払 うであろう利率を用いて将来の借入金の 返済額を割り引くことにより見積ることができます。将来の借入金返済の見積額は、 通常、契約上の借入条件と同じとなります が、必ずしもこの限りではありません。

文書化が限定された貸付け

親子会社間の融資契約は、通常の貸付契約の詳細さや文書化のレベルが十分でない場合があります。そのような状況では、当事者は適切な会計処理を決定するにあたり、契約における自身の権利及び義務を明確化(そして文書化)するために追加のステップを踏むことが必要となる場合があります。これには、必要に応じて、法的助言を得ることが含まれる可能性があります。

世界の一部の地域(例えば、南アフリカ)では、明示された返済条件のない貸付けは、 国内法に従って法的に要求払いであるとみなされることは特筆に値します。要求払いと された場合に、当該貸付金を、要求払資産又は負債として会計処理しなければなりませ ん(ガイダンスをご覧下さい)。法令がない場合でも、明示された返済条件のない貸付け は、多くの場合、親会社と子会社の関係の性質により、親会社が子会社に対して支配 を行使した結果、返済を要求できるため、要求払いとみなされることがしばしばあります。

実務上は、親会社は、契約上の権利を有しているにもかかわらず、一定の期間内に子会社に対して貸付金の返済を要求する意図がないという何らかの形の保証を提供する可能性があります。こうした保証は、口頭、コンフォートレターにより、又は契約の修正もしくは追補書類として提供することがあります。契約の修正は、貸付資産又は貸付負債についての会計処理に反映させるべきですが、一方、拘束力がない保証については反映させないというのが私どもの見解です(ただし、減損の評価の一部として考慮しなければなりません)。こうした区別を行うにあたって、法的助言を得ることが必要となる場合もあります。

貸付金を市場金利よりも低利な要素と 残余部分の貸付要素に区分する

貸付金額が公正価値を表していない場合には、貸付金の市場金利よりも低利な要素と市場条件による貸付金の残余部分の貸付要素とを区分すべきであると私どもは考えています。

市場金利よりも低利な要素の会計処理

関連当事者に対する貸付けが通常の契約条件で行われていない場合には、市場金利よりも低利な要素の実質を確認しなければなりません。そして、その実質により、貸付金の当該部分についての会計処理が決定します。最も関連性の高い基準を貸付金の当該部分に適用する必要があります。関連する基準がない場合には、貸付金の当該部分の実質を反映させるために、概念フレームワークの一般的な概念を参照しなければなりません。まずグループ内貸付、次に従業員に対する貸付について検討し、こうしたプロセスをいくつかの設例を用いて説明します。

グループ内貸付 (個別又は単体財務諸表)

企業の個別財務諸表におけるグループ内貸付の市場金利よりも低利な要素についての会計処理は、特定の基準で取り扱われていません。その結果、私ども

は、概念フレームワークに示されている原則(特に、資産、負債及び資本の定義)を適用して、そうした取引の会計処理について考察しています。次の種類のグループ内貸付に関する市場金利よりも低利な要素についての会計処理を行う際の影響を以下で検討します:

- ・ 親会社による子会社に対する固定期 間貸付
- ・ 兄弟会社間の貸付け
- ・ 子会社による親会社に対する貸付け
- ・ 返済されない関連当事者に対する貸付け

親会社による子会社に対する 固定期間貸付

親会社が通常の契約条件によらない 貸付けを子会社に対して行っている場 合には、貸付金額と公正価値との差額を 次のように記録すべきであると私どもは考 えています:

- ・親会社の個別財務諸表において投資 として(子会社に対する全体の投資の 構成要素として)
- ・子会社の個別財務諸表において資本項目として(資本拠出と呼ばれることもある)

これは、収益を「当会計期間中の資産 の流入若しくは増価又は負債の減少の 形をとる経済的便益の増加であり、持分 参加者からの出資に関連するものを以 外の持分の増加を生じるもの」と定義す る概念フレームワークに示されている原則 と整合しています。同様に、費用の定義 は持分参加者への分配を除外していま す。親会社による子会社に対する貸付が 有利な条件で行われている場合には、当 該取引の実質は、貸出された現金が子 会社の金融負債の公正価値を超える金 額を限度として、子会社が親会社からの 出資を受けているということです。本フ レームワークにおいて、こうした拠出は収 益ではありません。また、この考えは、他の グループ内貸付の市場金利よりも低利な 要素に関する私どもの会計処理方法に ついても支持するものです。



兄弟会社間の貸付け

貸付けが兄弟会社間で行われている 場合には、追加の分析が必要となる場 合があります。

上記で説明した他の状況と同様に、関与する企業は、事実と状況から、取引価格の一部が金融商品以外に関することが示唆されているかについて評価しなければなりません。示唆されている場合、当該金融商品の公正価値を測定する必要があります。公正価値と実際に貸付けられた金額との差額は、多くの場合に、この領域におけるIFRS第9号の一般的なガイダンス(IFRS第9号には、そうした「初日」の利得又は損失をいつ純損益に認識しなければならないかについての具体的なガイダンスが示されています)に従って純損益に認識します。

しかし、ある子会社から他の子会社への価値の移転が親会社からの指示の下で行われていることが明確な場合があります。このような事例では、許容可能な代替的な会計処理は、差額を資本の増加(資本拠出)として記録し、損失については分配(資本の減少)として記録することであると私どもは考えています。

子会社による親会社に対する貸付け

子会社が借手に有利な条件で親会社 に対して貸付け行う場合には、貸付金額 と公正価値との当初の差額は、通常、次 のように記録しなければならないと私ども は考えています:

- ・子会社の個別財務諸表において分配 として、そして
- ・ 親会社の個別財務諸表において収益として

子会社から受け取った分配は、通常、 親会社の個別財務諸表で純損益に認 識されます(例外は、分配が明らかに投 資原価の払戻しの一部を表す場合で す)。また、状況に応じて、親会社は、分配 が子会社に対する投資における減損の 兆候であるかどうかを検討することが必 要となる場合もあります(子会社に対する 持分は一般的に、IFRS第9号の範囲に 含まれておらず、そのため、IAS第36号 「資産の減損」の要求事項の対象となり ます)。

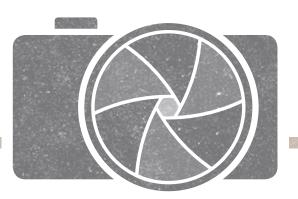
貸付けに要求払いの特徴が含まれている場合には、他のシナリオと同様に、親会社(借手)は借入金額の総額で記録しなければなりません。

返済されない関連当事者に対する 貸付け

グループの状況によっては、親会社は 子会社に対して貸出しを行う(この貸出し は「貸付金」とされれることとされないこと があります)場合があり、契約条件で金額 は次に該当すると述べられています:

- 返済されない、又は
- ・ あらゆる状況において、子会社の裁量 により返済される(清算時を除く)

上記の「親会社による子会社に対する 固定期間貸付」に関するセクションで概 要を説明したのと同じ理由で、こうした貸 出しは、子会社は資本として(割引又は 償却を行う必要はありません)、そして親 会社は子会社に対する純投資の一部と して(「資本拠出」と呼ばれることもありま す)記録すべきであるというのが私どもの 見解です。







従業員に対する貸付け

グループ内貸付の市場金利よりも低利な要素の会計処理とは対照的に、従業員に対する貸付けの市場金利よりも低利な要素の会計処理は特定の基準で扱われていると私どもは考えています。次の形態の従業員に対する貸付に係る市場金利よりも低利要素の影響を以下で検討して、本論点についてさらに詳しく説明します:

- ・ 従業員に対する一般的な貸付
- ・ 企業の株式に連動した従業員に対する貸付
- · 返済免除条件付融資

従業員に対する一般的な貸付け

企業が従業員に対する貸付けを行っており、それが通常の契約条件によらない場合には、当該貸付金の取引価格とその公正価値との当初の差額は従業員給付を表しているというのが私どもの見解です。

そのため、IAS第19号を当該貸付金の当初の差額又は非金融要素に適用しなければなりません。IAS第19号を適用するにあたっての、私どもの見解は以下のとおりです:

・給付(すなわち、有利な貸付条件)が 従業員による将来の勤務に依存しな い場合には、当該給付は貸付金が支 払われた際に従業員給付費用として 記録すべきである。

- ・給付が従業員による将来の勤務に連動している場合には、当初の差額は、 勤務期間にわたり費用として認識すべきである。費用として記録した金額は、 次の項目間の差額として見積ることができる:
 - 貸付資産の公正価値及び実効金 利法を用いた償却原価に基づく当 期の利息収益
 - 実際に従業員に請求される金利

給付が従業員の将来の勤務に連動している場合の貸付けの例には以下のものが含まれます:

- ・従業員が一定の期間以内に退職する場合に返済される、又は
- ・従業員が一定の期間以内に退職す る場合に市場金利に戻る

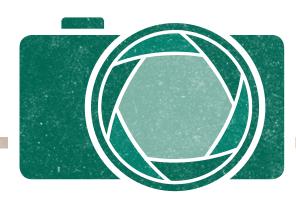
これらの例では、従業員は前もって貸付金を交付されていますが、金利の優遇は、従業員が企業に勤務を提供している間のみ受けることができます。したがって、IAS第19号では、従業員が勤務を提供しているときに費用を認識することを要求しています。



IAS第19号に基づく従業員給付費用の配分は、(特に)給付が長期又は短期と考えられるかによって決まります。ほとんどの低金利貸付の契約は、勤務が提供される期間ごとに給付の支払いが発生し、そのため、短期であるというのが私どもの見解です。また、その他の補助付きの財及びサービスも、典型的な短期給付であると考えられます。しかし、契約によっては、長期的な性質を持つ条件又は特徴を有する場合があります。







短期給付に関する会計処理では、企業は、各期間に勤務と交換に支払う割引前の費用を認識しなければなりません。 上記で説明したように、企業にとっての各期間のコストは、次の項目間の差額として見積ることができます:

- ・貸付資産の公正価値及びIFRS第9 号における実効金利法を用いた償却 原価に基づく当期の金利収益
- ・ 従業員が支払う金利

また、その他の配分方法についても許容される可能性があります。

企業の株式に連動した従業員に 対する貸付け

返済免除条件付融資

従業員に対する貸付けは返済免除条件付融資である場合があります(例えば、一定の勤務期間の後又は業績目標が達成された場合など)。こうした形態の契約の取引条件については、金融資産を生じさせるかどうかを判定するために評価しなければなりません。そうした取決めの実質は、全体が前払いされた従業員給付である可能性があります。12か月を超える一定の勤務期間の後に返済が免除される貸付けは、長期従業員給付となります。

残余部分の貸付要素の会計処理

取引の「市場金利よりも低利な」要素を区分した後、貸付金の残余部分は、IFRS第9号に基づいて金融商品として会計処理されます。したがって、貸付金を提供した企業は、次の事項に関するIFRS第9号の要求事項を考慮する必要がなります:

- ・分類及び測定(特に、複雑な貸付条件が「元本及び利息の支払のみ」の 分類判定に及ぼす影響)
- ・ 減損(予想信用損失の認識を含む)

市場金利よりも低利での関連当事者に対する貸付けの条件に変更がある場合には、条件変更に係るガイダンスを含め、IFRS第9号の認識の中止に関する要求事項についても考慮する必要があります。

これらの要求事項についてのより詳細な情報は、2014年9月公表の「IFRS第9号(2014年)」に関するIFRSニュース特別号で提供しています。

関連当事者についての開示

グループ内貸付と従業員に対する貸付けの両方は、IAS第24号における関連当事者取引の定義に該当し、そのため、これらの貸付けが財務諸表に与える影響を理解できるように、当該基準で要求される開示を十分な詳細さで行う必要があります。著しい不確実性(予想される貸付条件など)がある場合には、開示でそうした不確実性について言及しなければなりません。



設例

市場金利よりも低利での子会社に対する貸付け

20X0年12月31日、親会社(P)は、CU100の3年間無利子貸付けを子会社(S)に対して行っている。Sが市場で調達できる借入利子率は8%である。当該貸付けの会計処理を行う際にとるアプローチ及びPとSの個別財務諸表に記録される仕訳は以下のとおりである:

ステップ1:貸付けが通常の契約条件で行われているかどうかを評価する

8%を支払う市場の条件による貸付けとは異なり、子会社は利息を支払わないため、当該貸付けは通常の契約条件で行われていない。したがって、ステップ2へ進む必要がある。

ステップ2:貸付けを市場金利よりも低利な要素と貸付金の要素とに区分する

金融要素の公正価値は、CU 100の将来キャッシュ・フローを3年間にわたる8%の市場金利で割り引くことによって、CU 79が算定される。このCU 79と当該貸付金の取引価格であるCU 100との差額はCU 21であり、これは当該貸付金の非金融要素を表している。

ステップ3:市場金利よりも低利要素の会計処理を行う

市場金利よりも低利要素の実質は、親会社による子会社に対する資本の拠出であり、20X0年12月31日に親会社と子会社は自身の個別又は単体財務諸表に以下の仕訳を記録する:

	親ź 借方(CU)	会社 貸方(CU)		会社 貸方(CU)
Sに対する投資	21			
現金		21	21	
資本(資本拠出)				21

貸付金の当該要素については、将来の期間に追加の仕訳を行う必要はない。

ステップ4:残余部分の貸付要素の会計処理を行う

貸付金の残余部分は、当初認識時における貸付金の金融要素の公正価値を表しており、以下のとおり記録される:

	親会社 借方(CU)			会社 貸方(CU)
Sに対する債権	79			
現金		79	79	
Pに対する債務				79

事後の会計処理:

本設例の目的上、当該貸付けは償却原価による会計処理の要件を満たすものと仮定する。その後の期間において、8%の実効金利(金融資産の存続期間を通じての将来の現金の支払の見積りを、金融資産の総額での帳簿価額まで正確に割り引く率)を用いた割引(本設例ではCU 21)の巻戻しが必要となる。これにより、CU 21(1年目から3年目までそれぞれCU 6.5、CU7.0及びCU 7.5)の金利収益又は金利費用の累計額が算定される:



	親ź 借方(CU)			会社 貸方(CU)
金利収益/金利費用		21	21	
Sに対する債権	21			
Pに対する債務				21

まず上記を行った後、親会社は予想信用損失を認識することが必要となる(IFRS第9号では、実効金利を、金融資産の総額での帳簿価額、すなわち損失評価引当金を調整する前の金融資産の償却原価に適用することを明確にしている)。本設例の目的上、貸付金の金融要素は当初認識後に信用度が著しく悪化しておらず、全期間の予想信用損失ではなく12か月の予想信用損失が認識されているものと仮定する。

12か月の予想信用損失とは何か?

- ・ 12か月の予想信用損失は全期間の予想信用損失の一部である。
- ・ 今後12か月にわたる金融商品に係る債務不履行発生の確率に当該債務不履行から生じる(全期間の)予想信用損失の合計額を乗じて算定される。
- ・ それらは、今後12か月にわたり予想されるキャッシュ不足額ではない。また、今後12か月に実際に債務不履行となることが予想される金融商品に係る信用損失でもない。

全期間の予想信用損失は1年目の年度末にCU 3と見積られる。これは、2年目の年度末にCU 1.5に修正され、3年目の年度末に貸付金の全額が返済される。

20X1年-予想信用損失の認識

	親会社 借方(CU) 貸方(CU)
減損損失(純損益)	3
Sに対する債権	3

20X2年-予想信用損失の変動

	親会社 借方(CU) 貸方(CU)	
減損損失 (純損益) Sに対する債権	1.5 1.5	

20X3年-予想信用損失の変動

	親会社 借方(CU) 貸方(CU)
減損損失(純損益)	1.5
Sに対する債権	1.5

20X3年-貸付金·借入金の返済

	親会社 借方(CU) 貸方(CU)	子会社 借方(CU) 貸方(CU)
現金	100	100
Sに対する債権	100	
Pに対する債務		100



市場金利よりも低利での従業員に対する貸付け

企業は、CU 10,000の5年間無利子貸付けを従業員に対して行っている。当該貸付は、従業員が勤務を継続するか否かにかかわらず、利用し続けることができる。類似の貸付金の市場金利は10%である。

ステップ1:貸付けが通常の契約条件で行われているかどうかを評価する

貸付けは従業員にとって有利な金利で行われており、そのため、通常の契約条件によるものではない。したがって、ステップ2へ進む必要がある。

ステップ2:貸付金を市場金利よりも低利要素と貸付金の要素とに区分する

当該貸付金の公正価値は将来キャッシュ・フロー(5年の間にCU 10,000)及び市場金利(10%)に基づいて見積られる。このCU 6,209という金額は当該貸付金の金融要素を表している。残高のCU 3,791は、当該貸付金の市場金利よりも低利な要素を表している。

ステップ3:貸付金の市場金利よりも低利な要素についての会計処理を行う

当該貸付けは従業員が5年の貸付期間以内に退職する場合にも利用し続けることができるため、金利の優遇と将来の勤務との間に明確な関連はない。そのため、CU 3,791の金利の優遇は、貸付日に費用として認識される。ステップ2とステップ3の結合した仕訳は以下のとおりである:

	借方(CU)	貸方(CU)
現金		10,000
貸付金及び債権	6,209	
従業員給付費用	3,791	

ステップ4:残余部分の貸付要素の会計処理を行う

貸付金の残余部分は、IFRS第9号に基づいて会計処理を行う。当該資産は償却原価測定の要件を満たすものと仮定する。したがって、当該資産を10%の実効金利を用いて測定し、予想信用損失については、上記の設例1と同様、検討を行うことが必要となる。





www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供する グラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファ ームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファー ムは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個 の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその 名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義 務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。